

6. 要綱・内規

(1)各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

(令和7年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で各務原市男女共同参画基本計画に定める基本理念の実現に向けて取り組む市民活動団体（営利を主たる目的とせず、自主的かつ自発的に公益的な活動を行う団体をいう。次条において同じ。）を支援するため、予算の範囲内で各務原市男女共同参画推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象団体」という。）は、市民活動団体のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助事業を行う年度の4月1日時点で、市民活動団体として3年以上の活動実績を有すること。
- (2) 構成員のうちに市内に在住し、在勤し、又は在学する者を5人以上含むこと。
- (3) 定款、規約若しくは会則又はこれらに類するものを備えていること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 規則第3条の3各号のいずれにも該当しないこと。

(補助事業)

第3条 補助事業は、補助対象団体が各務原市男女共同参画基本計画に定める基本理念の実現に向けた取組を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもののうち、第7条の規定による市長の採択を受けたものとする。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であること。
- (2) 補助対象団体が自ら企画し、運営し、及び実施する事業であること。
- (3) 営利を主たる目的とした事業でないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成するための事業でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するための事業でないこと。
- (6) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するための事業でないこと。

- (7)規則第3条の3各号のいずれかに該当するものが関与している事業でないこと。
- (8)市又は国若しくは他の地方公共団体から他の補助金、助成金等の交付を受ける事業でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から寄附金その他の収入額（補助事業の実施によって得られる収入額を含む。）を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第7条の規定により事業の採択時に通知する交付予定金額（規則第9条第2項の規定により交付決定金額の減額を伴う変更の承認を受けた場合にあっては、減額後の交付決定金額）を超えることができない。

2 一の補助対象団体が複数の補助事業を行う場合には、前項の規定による補助金の額の算定は、補助事業ごとに行うものとする。

3 一の補助対象団体に対する補助金の額は、一の年度につき合計30万円を限度とする。

(補助事業の募集)

第6条 市長は、期間を定めて、補助対象団体が補助事業を実施する年度を指定した上で補助事業の募集を行うものとする。

2 前項の募集に応じようとするものは、各務原市男女共同参画推進事業応募申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、同項の期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業予算書

(3) 団体概要書

(4) 団体構成員名簿

(5) 定款、規約若しくは会則又はこれらに類するものの写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(事業の採択等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による応募の申込みがなされた事業について、各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）別表第1に掲げる各務原市男女共同参画推進事業補助金審査会の審査を踏まえて、その採択又は不採択を決定し、各務原市男女共同参画推進事業採択・不採択決定通知書（様式第2号）により通知

するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により事業の採択を受けた補助対象団体は、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付申請書（様式第3号）に第6条第2項各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助事業の変更の制限）

第10条 補助事業者は、事業の目的又は趣旨を著しく損なう補助事業の内容の変更をすることができない。

（補助事業の実施報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、各務原市男女共同参画推進事業実施報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業説明書

（2）事業収支決算書

（3）領収証の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類

（4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実施報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、規則第13条の規定による額の確定があった場合において、既にその額を超える補助金の交付を受けているときは、その超える額を返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第14条 市長は、虚偽その他不正な行為により第9条第1項の規定による交付の決定を受けたものがあるときは、その決定を取り消すことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(初回の募集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に行う第6条第1項の規定による募集に係る補助事業に限り、同日以後第9条第1項の規定による交付の決定の日前の着手を認めるものとし、当該期間に支出した経費を補助対象経費とすることができる。

年 月 日

（宛先）各務原市長

団 体 名
申込者 住 所
代表者氏名

各務原市男女共同参画推進事業
応募申込書

各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、誓約事項に誓約した上、関係書類を添えて補助事業の募集に申し込みます。

1 事業の総称 _____

2 補助金の交付申請予定金額

事業の名称	交付申請予定金額
	円
	円
	円
合計金額	円

3 誓約事項（内容をご確認の上、☒を入れてください。）

- ☐ この補助金の補助事業について、市又は国若しくは他の地方公共団体から他の補助金、助成金等の交付を受けません。
- ☐ 私が代表を務める団体は、政治活動・宗教活動を主たる目的とする団体又は暴力団等ではありません。
- ☐ 募集要領に記載の内容について、了承いたしました。

4 添付書類

- （1）事業計画書 （2）事業予算書 （3）団体概要書 （4）団体構成員名簿
（5）定款、規約若しくは会則又はこれらに類するものの写し
（6）その他市長が必要と認める書類

5 その他（希望する場合は、☒を入れてください。）

- ☐ 採択決定通知書、交付決定通知書等の補助金の交付に係る通知書への公印の省略について承諾します。（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）
- ☐ 補助金の概算払を希望します。

第 年 月 日 号

様

各務原市長

各務原市男女共同参画推進事業
採択・不採択決定通知書

年 月 日付けで応募申込みのあった各務原市男女共同参画推進事業補助金に係る事業については、厳正な審査を行った結果、以下のとおり決定しましたので、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 以下の事業については、「採択」となりましたので、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付申請書（様式第3号）を提出し、交付申請をしてください。

なお、交付申請書の「交付申請金額」の部分には、以下の表の右欄に記載された交付予定金額をご記入ください（この金額を超えて補助金の交付を受けることはできません。）。

採択した事業の名称	交付予定金額
	円
	円
	円
合計金額	円

- 以下の事業については、今回は残念ながら「不採択」となりましたので、通知いたします。

不採択となった事業の名称

年 月 日

（宛先）各務原市長

団 体 名
申請者 住 所
代表者氏名

各務原市男女共同参画推進事業補助金
交付申請書

各務原市男女共同参画推進事業補助金の交付を受けたいので、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の総称 _____

2 補助金交付申請金額

事業の名称	交付申請金額
	円
	円
	円
合計金額	円

3 添付書類

- （1）事業計画書 （2）事業予算書 （3）団体概要書 （4）団体構成員名簿
（5）定款、規約若しくは会則又はこれらに類するものの写し
（6）その他市長が必要と認める書類

4 その他（希望する場合は、☒を入れてください。）

☐ 補助金の概算払を希望します。

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市男女共同参画推進事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市男女共同参画推進事業補助金の交付については、下記のとおり交付することを決定しましたので、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業の総称

2 交付決定を受けた事業

事業の名称	交付決定金額
	円
	円
	円
合計金額	円

3 交付条件

- 1 この補助金は、各務原市男女共同参画基本計画に定める基本理念の実現に向けた取組を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。
- 2 この補助金について目的外若しくは不当な支出等があった場合又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の返還を命ずるものであること。
- 3 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。
- 4 事業が完了したときは、各務原市男女共同参画推進事業実施報告書を提出すること。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。ただし、耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 6 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年後以後 5 年間（処分の制限を受ける財産がある場合は、5 年経過後、財産処分が完了する日又は上記 5 ただし書に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで）保存すること。
- 7 市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
- 8 各務原市補助金交付規則及び各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

（宛先）各務原市長

団 体 名
補助事業者 住 所
代表者氏名

各務原市男女共同参画推進事業
実施報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた各務原市男女共同参画推進事業補助金に係る補助事業が完了したので、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、以下のとおり報告します。

1 事業の総称 _____

2 補助金実績額

事業の名称	補助金実績額
	円
	円
	円
合計金額	円

3 添付書類

- （1）事業説明書
- （2）事業収支決算書
- （3）領収証の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類
- （4）その他市長が必要と認める書類（※事業実施時の写真等）

4 その他

年 月 日

（宛先）各務原市長

団 体 名
請求者 住 所
代表者氏名

各務原市男女共同参画推進事業補助金
交付請求書

各務原市男女共同参画推進事業補助金の交付を受けたいので、各務原市男女共同参画推進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業の総称 _____

2 請求金額

事業の名称	請求金額
	円
	円
	円
合計金額	円

3 補助金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協 組合			本店 支店 出張所
預 金 の 種 類	普通 ・ 当座	口 座 番 号		
フリガナ				
口 座 名 義 人				

(2)各務原市男女共同参画推進事業補助金審査会設置内規

各務原市男女共同参画推進事業補助金審査会設置内規

(令和7年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この内規は、各務原市男女共同参画推進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）について、各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、各務原市男女共同参画社会推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日決裁）第7条の規定により提出された男女共同参画推進事業補助金事業応募申込書の内容について、次に定める基準により審査する。

- (1) 市が補助するにふさわしい市民活動団体であること。
- (2) 男女共同参画に関する地域課題の解決に向けて行う取組で、公益的なものであると認められること又は当該取組による効果が期待できること。
- (3) 事業計画及び実施体制が適切で、事業の成果が見込まれること。
- (4) 経費の積算が適切であること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長公室長
- (2) 企画総務部長
- (3) 産業活力部長
- (4) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

(会議)

第4条 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、その範囲において、これを公開することができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、産業活力部いきいき楽習課において処理する。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

「各務原市附属機関設置条例」は
各務原市例規集でご確認いただけます。



[http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/
reiki_int/reiki_honbun/i314RG00000854.html](http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG00000854.html)